

# 令和7年度 海洋博公園熱帯ドリームセンター洋蘭博工作物等設置業務 特記仕様書

## 1. 適 用

本特記仕様書は、(一財)沖縄美ら島財団の令和7年度 海洋博公園熱帯ドリームセンター洋蘭博工作物等設置業務(以下「本業務」という。)を遂行するのに必要な事項を定める。

なお、本特記仕様書中、発注者を「甲」、請負者を「乙」という。

## 2. 目 的

本業務は、海洋博公園熱帯ドリームセンターで実施する、沖縄国際洋蘭博覧会開催に伴う看板及び工作物の設置・撤去等を行う業務である。

期間中はランに関する各種教室や体験イベント等を通して、ランに関する普及啓発を図るとともに、一般に親しみやすいイベントも実施することにより、新たな客層の発掘及び熱帯ドリームセンターのみならず、公園全体の誘客促進へ繋げることができる。

## 3. 業務期間及び場所

期間：契約締結日の翌日～令和8年2月28日までとする。

場所：国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

## 4. 業務の遂行

本業務の遂行は工作物設置スケジュール(資料1)に基づき行うものとする。

## 5. 仕 様

### 1) イベント告知看板各種(資料2)

※リース物以外のイベント告知看板及び盤面データについては甲より貸与とするものもある。

## 6. 業務内容

### 1) 工作物設置・撤去

海洋博公園内の植物課倉庫に保管している工作物の設置を行う。業務期間中の工作物の管理(補修・設置・撤去)は乙がこれを負うものとする。又、業務終了後工作物を元の場所へと戻し、数量・破損等が無いかを確認し報告すること。

### 2) 看板シール製作等

乙は、甲より貸与された原稿に基づき、看板シール等を製作するものとする。仕様は下記のとおりとする。尚、業務期間中の工作物の管理(補修・設置・撤去)は乙がこれを負うものとする。

①仕上寸法 数量総括表のとおり。

②数 量 数量総括表のとおり。

- ③貸 与 品      原稿データ
- ④色      数      片面 4 色    カラー
- ⑤台      紙      看板類についてはインクジェットステッカー（裏面糊付きのエンビフィルム）とする。

## 7. 業務内容の変更

甲は事由がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務に係る料金又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲乙両者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

## 8. 権利の譲渡等

乙は、本業務の成果物（中間成果物を含む）にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）を甲に譲渡する。

なお、乙は、本業務完了後、成果物引渡時に別紙 3「著作権譲渡書」を甲に提出するものとする。

## 9. 成果品

本業務の成果品は、下記に示すとおりとする。

### 1) CD-R    一式

- ・ 写真データ：全ての製作物及びその設置状況の写真
- ・ 資料データ：全ての製作物の規格、図面等のデータ

### 2) その他（甲が指示した資料）    一式

## 10. 支払方法

設置業務の完了後、設置業務にかかる費用を支払い、撤去業務を含む本件業務すべての完了後、残金を支払う。

## 11. 安全管理

乙は安全管理に留意し、工作物等の設置作業中から撤去に至るまで、その保安に努めること。なお、万一事故が発生した場合は速やかに甲へ報告するとともに、関係機関へ報告を行って応急処置をするものとする。

## 12. 来園者への対応

業務責任者及び作業者は作業現場が公園として利用されていることを十分に認識し、来園者へ配慮すること。また来園者からの質問苦情に対しては適切に対応し必要のある場合はその内容を施設管理担当者に報告すること。

## 13. 業務用車両

- 1) 園内での制限速度は 20km/h を厳守し、来園者の安全に十分に注意すること。

- 2) 業務車両は全て車両入園（臨時入園）許可書交付申請書（様式第6-⑥号）により許可を受けること。
- 3) 車両入園（臨時入園）許可証交付申請書裏面に記載されている「公園内車両運行厳守事項と注意事項」（別紙4）を厳守すること。
- 4) 業務中は、車両入園（臨時入園）許可証を明示すること。
- 5) 業務車両は業者名を表示すること。
- 6) 園内における業務車両の通行については、「園路車輛通行規制について（別紙5）」を厳守すること。
- 7) 下請け業者又は資材納入業者を選定するに当たって、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものは避けること。
- 8) 積荷は過積載のないよう十分注意して、交通規則及び園内車両規制を厳守し、積み込み・運搬作業を行うこと。
- 9) 客土等の運搬時に積載物落下等により園路、その他を汚損した場合は直ちに清掃復旧すること。
- 10) 停車及び駐車時は、車止めを使用し車両をしっかり固定すること。
- 11) 各車両につき有資格者が運転すること。
- 12) 毎日の始業前点検及び定期的（1ヶ月・1年以内の自主点検及び車検等）点検を行うこと。

#### 14. その他

本特記仕様書に定めのない事項及び定めている事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとし、軽微な事項については甲の指示に従い誠意をもって本業務の遂行にあたるものとする。